

議案第 6 2 号

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年三次市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 5 3 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。